



# 熊本県公報

号外 第14号  
平成30年3月30日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県大切畑ダム復興事務所設置規則…………… (人事課) 1
- 熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令…………… ( // ) 1
- 熊本県防災企画室設置規程…………… ( // ) 10
- 熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令…………… ( // ) 11
- 熊本県大切畑ダム復興事務所処務規程…………… ( // ) 17
- 熊本県公印規程の一部を改正する訓令…………… ( // ) 19

## 規 則

熊本県大切畑ダム復興事務所設置規則をここに公布する。  
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第12号

熊本県大切畑ダム復興事務所設置規則  
(設置)

第1条 平成28年熊本地震により被災した大切畑ダムの災害復旧等に係る事業の推進に関する事務を分掌させるため、熊本県大切畑ダム復興事務所(以下「事務所」という。)を阿蘇郡西原村に設置する。

(職員)

第2条 事務所に、所長及び必要な職員を置く。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定にかかわらず、平成30年9月30日までの間、事務所を熊本市に設置する。

## 訓 令

### 熊本県訓令第5号

本庁各部(公室・局)課(センター・グループ)  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令

熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号及び第3条(見出しを含む。)中「課(センター・グループ)」を「課(グループ)」に改める。

第4条第11項中「置き、センターにセンター長」を削り、同条第19項、第20項、第23項及び第24項中「課(センター・グループ)」を「課(グループ)」に改める。

第5条第11項中「課(センター)長」を「課長」に、「政策調整監」を「政策審議監」に、「課(センター・グループ)務」を「課(グループ)務」に改め、同条第19項中「課(センター)長」を「課長」に改め、同条第25項中「課(センター・グループ)付」を「課(グループ)付」に改める。

第8条第1項中「課(センター・グループ)」を「課(グループ)」に、「課(センター)長」を「課長」に改め、同条第3項及び第6項中「課(センター)長」を「課長」に改める。

第9条第1項中「課(センター・グループ)」を「課(グループ)」に、「課(センター)長」を「課長」に改め、同条第3項及び第6項中「課(センター)長」を「課長」に改める。

第15条第3項及び第16条（見出しを含む。）中「課（センター）長」を「課長」に改める。  
 別表第1中「課（センター・グループ）」を「課（グループ）」に改め、同表総務部の項  
 中「総務事務センター」を「総務厚生課」に改め、同表商工観光労働部の項中

観光経済  
 国際スポ

交流局	観光物産課
	国際課
	くまもとブランド推進課
一つ大会推進局	国際スポーツ大会推進課

を

観光経済交流局	観光物産課
	国際課

に改め、同表に次の1項を加える。

国際スポーツ大会推進部	国際スポーツ大会推進課
-------------	-------------

別表第2の1の表中「課（センター）長専決事項」を「課長専決事項」に改め、同表知事決裁事項の欄第7の項中「並びに」を「及び」に改め、「こと」の次に「（部（公室）長専決事項に該当するものを除く。）」を加え、同欄第10の項中「課（センター）長」を「課長」に改め、同表部（公室）長専決事項の欄第2の項中「所属政策審議監」を「部（公室）長、所属政策審議監」に改め、同項に次のただし書を加える。  
 ただし、部（公室）長の外国旅行及び旅行期間が引き続き4日以上の外県旅行に係る旅行命令及び当該旅行に係る復命に関するものを除く。  
 別表第2の2の表（注）を含む。）中「課（センター）長」を「課長」に改める。  
 別表第3の1の表中「課（センター）長専決事項」を「課長専決事項」に改め、同表危機管理防災課の部中第10項を削り、同部に次の1項を加える。

10 防災企画室に 関すること。					
(1) 大規模災害時の 災害対応体制 の整備に 関すること。					
(2) 大規模災害の 連携及び受 援体制の 整備に 関すること。					
(3) 平成28年 熊本地震 の被災 に 関すること。					

別表第3の2の表中「課（センター）長専決事項」を「課長専決事項」に改め、同表人事課の部第10項課（センター）長専決事項の欄第1号中「課（センター・グループ）」を「課（グループ）」に改め、同表財政課の部第3項部内局長専決事項の欄第2号中「課（センター）長」を「課長」に改め、同表総務私学局の部県政情報文書課の款第10項中「他課（センター・グループ）」を「他課（グループ）」に改め、同部総務事務センターの款中「総務事務センター」を「総務厚生課」に改め、同款第11項を削り、同款に次の3項を加える。







第4号中「第23条」を「第23条第1項」に改め、同項課（センター）長専決事項の欄第6号中「第54条」を「第14条及び第54条」に改め、同部自然保護課の款第1項部内局長専決事項の欄第8号及び同款第4項部内局長専決事項の欄第5号中「課（センター）長」を「課長」に改め、同部循環社会推進課の款第5項及び第6項中「（災害廃物に関する）を削り、同表県民生活局の部くらしの安全推進課の款第10項中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改め、同部消費生活課の款第5項部内局長専決事項の欄第1号中「第7条」を「第7条第1項」に、「指示」を「措置命令」に改め、同欄第2号を次のように改める。

2 同法第7条第2項の規定により資料の提出を求めること。  
別表第3の5の表県民生活局の部消費生活課の款第5項部内局長専決事項の欄第3号中「第9条第2項」を「第29条第1項」に改め、同款第8項知事決裁事項の欄を次のように改める。

1	同法第8条、第15条、第23条、第39条、第47条、第57条又は第58条の13の規定により業務の停止を命ずること又はその旨を公表すること。
2	同法第8条の2、第15条の2、第23条の2、第39条の2、第47条の2、第57条の2又は第58条の13の2の規定により業務の禁止を命ずること又はその旨を公表すること。

別表第3の5の表県民生活局の部消費生活課の款第8項部内局長専決事項の欄第1号中「指示」を「指示等」に改め、同欄第2号中「第4項」を「第3項」に改め、同部男女参画・協同推進課の款第4項部内局長専決事項の欄第5号及び第7号中「仮認定」を「特例認定」に改め、同項課（センター）長専決事項の欄を次のように改める。

1	同法第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証をすること。
2	同法第17条の3又は同法第17条の4の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。
3	同法第25条第3項の規定により定款の変更の認証をすること。
4	同法第31条第2項の規定により法人の解散の認証をすること。
5	同法第32条第2項の規定により法人の解散に伴う残余財産の譲渡の認証をすること。
6	同法第34条第3項の規定により法人の合併の認証をすること。

別表第3の5の表県民生活局の部男女参画・協同推進課の款第6項課（センター）長専決事項の欄に次の2号を加える。

- 1 館の休館日を定めること。
- 2 館の閉館時間を変更すること。

別表第3の6の表中「課（センター）長専決事項」を「課長専決事項」に改め、同表観光経済交流局の部観光物産課の款第5項部内局長専決事項の欄第1号中「課（センター）長」を「課長」に改め、同部国際課の款に次の1項を加える。

8	海外からの誘客に関すること。					
---	----------------	--	--	--	--	--

別表第3の6の表国際スポーツ大会推進局の部を削る。

別表第3の7の表中「課（センター）長専決事項」を「課長専決事項」に改め、同表農村振興局の部農村計画課の款中第10項を第11項とし、第5項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5	団体営の農業農村整備事業（市町村等が行うダム、ため池等の管理に係るものを除く。）の実施に関すること。		1	地区の予算割当てに関すること。		
---	--	--	---	-----------------	--	--

別表第3の7の表農村振興局の部農地整備課の款第3項を次のように改める。

3	県及び団体（市町村等）が行うダム、た					
---	--------------------	--	--	--	--	--

め池等のの 管理に係 限るもの の農業農 村整備事 業の施実 に事す こ。と。						
--	--	--	--	--	--	--

別表第3の7の表農村振興局の部むらづくり課の款第4項を次のように改める。

4 構造改 善事業等 で取得し た財産の 管理・指 導等に 関するこ と。						
--	--	--	--	--	--	--

別表第3の7の表水産局の部漁港漁場整備課の款第1項部内局長専決事項の欄第10号中「課（センター）長」を「課長」に改める。

別表第3の8の表中「課（センター）長専決事項」を「課長専決事項」に改め、同表建築住宅局の部建築課の款第7項部内局長専決事項の欄第4号中「第37条」の次に「及び第54条」を加え、同号を同欄第6号とし、同欄第3号中「及び第35条」を「、第35条、第51条及び第52条」に改め、同号を同欄第5号とし、同欄第2号の次に次の2号を加える。

3 同法第41条第1項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録に関すること。

4 同法第53条の規定に基づき、登録を取り消すこと。

別表第3の8の表建築住宅局の部建築課の款第7項課（センター）長専決事項の欄中第3号を第4号とし、同欄第2号中「第39条」の次に「及び第57条」を加え、同号を同欄第3号とし、同欄第1号の次に次の1号を加える。

2 同法第47条の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の変更の届出を受理すること。

別表第3の8の表建築住宅局の部住宅課の款に次の1項を加える。

1 3 住宅配 確保に 対する 賃貸の 促進に 関する 法律（ 平成 29年 法律 第1 2号） に 関す こ。		1 同法 第5条 第1項 の規定 による 都道府 県住宅 供給促 進計画 の作成 及び同 法第1 0条の 規定に よる計 画変更 の に 関す こ。	1 同法 第30 条第1 項の規 定によ る指定 機登録 の事務 の認可 に 関す こ。	1 同法 第10 条第1 項の規 定によ る住宅 要者入 居賃貸 事業の 登記及 び第1 1条の 規定に よる登 録の拒 否に 関す こ。		
		2 同法 第52 条第1 項の規 定によ る指定 機登録 の に 関す こ。	2 同法 第30 条第3 項の規 定によ る登録 規程の 変更 に 関す こ。	2 同法 第21 条第1 項の規 定によ る住宅 要者入 居賃貸 事業の 事項変 更に 関す こ。		
		3 同法 第51 条第1 項の規 定によ る指定 機登録 の に 関す こ。	3 同法 第32 条の規 定によ る指定 機登録 の に 関す こ。			







	ップ201 9の熊本開 催に開 くこと。						
3	東京オリ ピック・パ ラリンピック 競技大会 等のキャ ンに開 くこと。						
4	国際スポ ーツ大会を 活用した地 域活性化 に開 くこと。						
5	国際スポ ーツ大会に 関係する 議事等 の事務に 開 くこと。						
6	国際スポ ーツ大会推 進部長室 に開 くこと。						

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。
- (くまもと県民交流館処務規程等の廃止)
- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。
  - (1) くまもと県民交流館処務規程（平成14年熊本県訓令第42号）
  - (2) 熊本県職員厚生室設置規程（平成21年熊本県訓令第35号）
  - (3) 熊本県災害廃棄物処理支援室設置規程（平成28年熊本県訓令第31号）
  - (4) 熊本県熊本地震検証室設置規程（平成29年熊本県訓令第4号）

熊本県訓令第6号

本庁各部（公室・局）課（センター・グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県防災企画室設置規程を次のように定める。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県防災企画室設置規程

(設置)

第1条 平成28年熊本地震等の大規模災害に対する防災体制を整備するため、知事公室危機管理防災課に防災企画室(以下「室」という。)を置く。

(分掌事務)

第2条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 大規模災害時の災害対応体制の整備に関すること。
- (2) 大規模災害時の広域連携体制及び受援体制の整備に関すること。
- (3) 平成28年熊本地震のアーカイブに関すること。

(職員)

第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。

2 室に、課長補佐を置くことができる。

3 室に、主幹及び参事を置くことができる。

(職務)

第4条 室長は、知事公室危機管理防災課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(専決及び代決)

第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第29号）第8条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、知事公室危

機管理防災課長が専決する。

2 前項の課長専決事項について、知事公室危機管理防災課長が不在のときは、室長が代決することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ知事公室危機管理防災課長が指定した事項については、室長が専決することができる。  
(庶務)

第6条 室の庶務は、知事公室危機管理防災課において行う。  
(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県訓令第7号

本庁各部（公室・局）課（センター・グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令

熊本県広域本部処務規程（平成25年熊本県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「同表の部」の次に「（部に置く事務所を含む。）」を加え、「部及び課」を「部、事務所及び課」に改める。

第5条中第21項を第23項とし、第5項から第20項までを2項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の2項を加える。

5 益城復興事務所に、所長を置く。

6 益城復興事務所に、次長を置くことができる。

第6条中第39項を第41項とし、第9項から第38項までを2項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の2項を加える。

9 益城復興事務所に置く所長は、上司の命を受け、益城復興事務所に関する事務を処理する。

10 益城復興事務所に置く次長は、上司の命を受け、所長を補佐する。

第7条第1項及び第4項中「各部各課」を「各部（部に置く事務所を含む。）各課」に改める。

第10条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条第4項中「及び第38号から第47号まで」を「、第38号から第47号まで及び第49号」に改め、同項に次の1号を加える。

(49) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第10条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可（同法第17条第1項の規定による特定開発行為の変更の許可を含む。）に関する事

第11条の次に次の2条を加える。

(益城復興事務所の所長の専決事項)

第11条の2 益城復興事務所の所長は、第10条の規定にかかわらず、同条第1項第3号から第10号まで、第12号から第19号まで、第23号から第27号まで、第29号から第35号まで、第37号、第38号及び第40号並びに同条第4項第29号から第37号までの各号に掲げる事項（益城復興事務所の課の分掌事務に限る。）を専決するものとする。

(益城復興事務所の所長の専決事項の代決)

第11条の3 前条第1項に掲げる事項について、益城復興事務所の所長が不在であるときは、益城復興事務所の次長がその事務を代決することができる。

2 前項の場合において、当該次長が不在であるとき又は置かれていないときは、益城復興事務所の所管課長がその事務を代決することができる。

第14条中「第10条」の次に「、第11条の2」を加える。

第22条第1項第9号中「次条」を「第24条及び第26条」に改め、同項第15号及び第16号中「6,000万円」を「8,000万円」に改める。

第26条第2項に次の1号を加える。

(5) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第17条第1項又は第45条第2項の規定による立入検査又は質問に関する事

第26条第4項に次の1号を加える。

(19) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可（同法第17条第1項の規定による特定開発行為の変更の許可を含む。）に関する事

第44条第1項第32号中「工事」の次に「（震災関連等工事を除く。）」を加え、同号を同項第38号とし、同項第31号中「工事」の次に「（震災関連等工事を除く。）」を加え、同号を同項第37号とし、同項第30号を同項第34号とし、同号の次に次の2





- る。次号及び第3号において同じ。)の計画調整、調査、設計及び監督に関すること(熊本市の区域に係るものに限る。)
- 2 建設工事の総合評価方式による入札(落札者決定基準に係るものに限る。)に関すること(熊本市の区域に係るものに限る。)
- 3 建設工事の受託施行に関すること(熊本市の区域に係るものに限る。)
- 4 熊本北部流域下水道及び関連公共下水道に係る連絡調整に関すること(熊本市の区域に係るものに限る。)
- 5 河川敷、海岸保全区域、一般公共海岸区域、港湾区域、港湾隣接地域(港湾施設を除く。)及び一般海域の占使用に関すること(港管理事務所の所管区域に係るものを除くものとし、熊本市の区域に係るものに限る。)
- 6 河川敷、海岸保全区域、港湾区域、港湾隣接地域及び一般公共海岸区域の生産物(土石等を含む。)の採取に関すること(港管理事務所の所管区域に係るものを除くものとし、熊本市の区域に係るものに限る。)
- 7 国土交通大臣の管理する河川及び熊本市が河川法第9条第5項又は第10条第2項の規定に基づき管理する河川の土石採取料、土地占用料及び河川産出物採取料の徴収に関すること(熊本市の区域に係るものに限る。)
- 8 河川、海岸、港湾、砂防設備、河川保全区域、河川予定地、砂防指定地等の取締り及び調査に関すること(港管理事務所の所管区域に係るものを除くものとし、熊本市の区域に係るものに限る。)
- 9 港湾施設の使用に関すること(港管理事務所の所管港湾施設に係るものを除くものとし、熊本市の区域に係るものに限る。)
- 10 港湾法第38条の2の規定による臨港地区内における行為の届出等に関すること(熊本市の区域に係るものに限る。)
- 11 都市公園(万日山緑地公園を除く。)の管理に関すること(熊本市の区域に係るものに限る。)
- 12 河川法第20条及び海岸法第13条の規定による承認に関すること(熊本市の区域に係るものに限る。)
- 13 国家賠償法第2条(昭和22年法律第125号)の規定による損害賠償責任に関すること(熊本市の区域に係るものに限る。)
- 14 里道、水路等国土交通省所管法定外公共用財産の管理に関すること(熊本市の区域に係るものに限る。)
- 15 河川、水路敷等と民地との境界確定に関すること(熊本市の区域に係るものに限る。)
- 16 水防に関すること(熊本市の区域に係るものに限る。)
- 17 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項に定める土砂災害警戒区域及び同法第8条第1項に定める土砂災害特別警戒区域(以下「土砂災害警戒区域等」という。)の指定のための基礎調査等に関すること(宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。)
- 18 土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示図書の管理等に関すること(宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。)
- 19 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の規定による土砂災

		<p>害特別警戒区域内における特定開発行為の許可（同法第 17 条第 1 項の規定による特定開発行為の変更の許可を含む。）に関する事（宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。）。</p> <p>20 建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事を除く。以下次号から第 22 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関する事（熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。）。</p> <p>21 建設工事の総合評価方式による入札（落札者決定基準に係るものに限る。）に関する事（熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。）。</p> <p>22 国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関する事（熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。）。</p> <p>23 建設工事の受託施行に関する事（熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。）。</p> <p>24 地域振興局の維持管理調整課及び工務課が行う業務に係る連絡調整に関する事（県央広域本部の工務管理課が行う業務に関連することに限る。）。</p>
	災害復興第一課	<p>1 建設工事（白川に係る建設工事及び熊本地震に起因する災害復旧事業に限る。次号及び第 3 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関する事（宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。）。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札（落札者決定基準に係るものに限る。）に関する事（宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。）。</p>
	災害復興第二課	<p>3 建設工事の受託施行に関する事（宇土市、宇城市、下益城郡及び上益城郡山都町の区域に係るものを除く。）。</p> <p>4 地域振興局の工務課及び維持管理調整課が行う業務に係る連絡調整に関する事（県央広域本部の災害復興第一課及び災害復興第二課が行う業務に関連するものに限る。）。</p>
益城復興事務所	街路用地課	<p>用地の取得及び地上物件等の補償に関する事（平成 28 年熊本地震に起因する街路事業に係るものに限る。）。</p>
	区画整理用地課	<p>用地の取得及び地上物件等の補償に関する事（平成 28 年熊本地震に起因する区画整理事業に係るものに限る。）。</p>
	工務課	<p>1 建設工事（平成 28 年熊本地震に起因する街路事業及び区画整理事業に限る。次号及び第 3 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関する事。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札（落札者決定基準に係るものに限る。）に関する事。</p> <p>3 建設工事の受託施行に関する事。</p> <p>4 地域振興局の工務課及び維持管理調整課が行う業務に係る連絡調整に関する事（県央広域本部土木部益城復興事務所工務課が行う業務に関連するものに限る。）。</p>

別表第 4 保健福祉環境部の部衛生環境課の項分掌事務の欄を次のように改める。

- |   |
|---|
| <p>1 衛生環境施策の推進に関する事。</p> <p>2 住宅宿泊事業法第 17 条第 1 項又は第 45 条第 2 項の規定による立入検査又は質問に関する事。</p> |
|---|

別表第 4 土木部の部維持管理調整課の項分掌事務の欄中第 25 号を第 26 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- 25 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 10 条第 1

項の規定による土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可（同法第17条第1項の規定による特定開発行為の変更の許可を含む。）に関すること。

別表第5保健福祉環境部の部衛生環境課の項分掌事務の欄を次のように改める。

- 1 衛生環境施策の推進に関すること。
- 2 住宅宿泊事業法第17条第1項又は第45条第2項の規定による立入検査又は質問に関すること。

別表第5土木部の部維持管理調整課の項分掌事務の欄に次の1号を加える。

- 27 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可（同法第17条第1項の規定による特定開発行為の変更の許可を含む。）に関すること（上益城郡山都町の区域に係るものに限る。）。

別表第8農林水産部の部農業普及・振興課の項分掌事務の欄第6号中「農林物資の規格等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改め、同部農地整備課の項分掌事務の欄第1号中「土地改良事業」の次に「（大切畑ダム復興事務所の所掌に係るものを除く。）」を加え、土木部の部中

「**景観建築第一課**  
**景観建築第二課**」

を「**景観建築課**」に改める。

別表第9保健福祉環境部の部衛生環境課の項分掌事務の欄を次のように改める。

- 1 衛生環境施策の推進に関すること。
- 2 住宅宿泊事業法第17条第1項又は第45条第2項の規定による立入検査又は質問に関すること。

別表第9土木部の部維持管理調整課の項分掌事務の欄中第26号を第27号とし、第25号の次に次の1号を加える。

- 26 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可（同法第17条第1項の規定による特定開発行為の変更の許可を含む。）に関すること。

別表第10保健福祉環境部の部衛生環境課の項分掌事務の欄を次のように改める。

- 1 衛生環境施策の推進に関すること。
- 2 住宅宿泊事業法第17条第1項又は第45条第2項の規定による立入検査又は質問に関すること。

別表第10土木部の部維持管理調整課の項分掌事務の欄中第24号を第25号とし、第23号の次に次の1号を加える。

- 24 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可（同法第17条第1項の規定による特定開発行為の変更の許可を含む。）に関すること。

別表第11保健福祉環境部の部衛生環境課の項分掌事務の欄を次のように改める。

- 1 衛生環境施策の推進に関すること。
- 2 住宅宿泊事業法第17条第1項又は第45条第2項の規定による立入検査又は質問に関すること。

別表第11土木部の部維持管理課の項分掌事務の欄に次の1号を加える。

- 18 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可（同法第17条第1項の規定による特定開発行為の変更の許可を含む。）に関すること。

別表第12保健福祉環境部の部衛生環境課の項分掌事務の欄を次のように改める。

- 1 衛生環境施策の推進に関すること。
- 2 住宅宿泊事業法第17条第1項又は第45条第2項の規定による立入検査又は質問に関すること。

別表第12農林部の部農地整備課の項分掌事務の欄第1号中「土地改良事業」の次に「（大切畑ダム復興事務所の所掌に係るものを除く。）」を加え、同表土木部の部維持管理調整課の項分掌事務の欄中第24号を第25号とし、第23号の次に次の1号を加える。

- 24 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可（同法第17条第1項の規定による特定開発行為の変更の許可を含む。）に関すること。

別表第13農林水産部の部農業普及・振興課の項分掌事務の欄第6号中「農林物資の規格等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改める。

別表第14保健福祉環境部の部衛生環境課の項分掌事務の欄を次のように改める。

- 1 衛生環境施策の推進に関すること。
- 2 住宅宿泊事業法第17条第1項又は第45条第2項の規定による立入検査又は質問に関すること。

別表第14土木部の部維持管理課の項分掌事務の欄に次の1号を加える。

- 19 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可（同法第17条第1項の規定による特定開発行為の変更の許可を含む。）に関すること。



別表第15保健福祉環境部の部衛生環境課の項分掌事務の欄を次のように改める。

- 1 衛生環境施策の推進に関すること。
- 2 住宅宿泊事業法第17条第1項又は第45条第2項の規定による立入検査又は質問に関すること。

別表第15土木部の部維持管理調整課の項分掌事務の欄中第27号を第28号とし、第26号の次に次の1号を加える。

- 27 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可（同法第17条第1項の規定による特定開発行為の変更の許可を含む。）に関すること。

別表第16保健福祉環境部の部衛生環境課の項を次のように改める。

- 1 衛生環境施策の推進に関すること。
- 2 住宅宿泊事業法第17条第1項又は第45条第2項の規定による立入検査又は質問に関すること。

別表第16土木部の部維持管理調整課の項分掌事務の欄中第25号を第26号とし、第24号を第25号とし、第23号の次に次の1号を加える。

- 24 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可（同法第17条第1項の規定による特定開発行為の変更の許可を含む。）に関すること。

別表第17農林水産部の部農業普及・振興課の項分掌事務の欄第6号中「農林物資の規格等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改める。

別表第18保健福祉環境部の部衛生環境課の項を次のように改める。

- 1 衛生環境施策の推進に関すること。
- 2 住宅宿泊事業法第17条第1項又は第45条第2項の規定による立入検査又は質問に関すること。

別表第18土木部の部維持管理課の項分掌事務の欄に次の1号を加える。

- 19 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可（同法第17条第1項の規定による特定開発行為の変更の許可を含む。）に関すること。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県訓令第8号

本庁各部（公室・局）課（センター・グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県大切畑ダム復興事務所処務規程を次のように定める。  
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県大切畑ダム復興事務所処務規程  
（趣旨）

第1条 この規程は、熊本県大切畑ダム復興事務所（以下「事務所」という。）の処務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 事務所に、次の課を置く。

- (1) 総務課
  - (2) ダム復興課
- （役付職員）

第3条 各課に、課長を置く。

2 事務所に、主幹及び参事を置くことができる。  
（職務）

第4条 所長は、知事の命を受け、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 課長は、上司の命を受け、課務を処理する。
  - 3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- （分掌事務）

第5条 事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 公印に関すること。
- (2) 所属職員の人事及び服務に関すること。
- (3) 文書に関すること。
- (4) 経理に関すること。
- (5) 財産に関すること。
- (6) その他他課に属しないこと。

ダム復興課

- (1) 大切畑ダムの災害復旧等に係る総合調整に関すること。
- (2) 大切畑ダムの災害復旧の事業及びそれに関連する事業に係る計画及び工事の調査、設計、監督、施工等に関すること。

- (3) 大切畑ダムの災害復旧の事業及びそれに関連する事業に係る用地の取得及び地上物件等の補償に関する事。
- (4) 土地収用等に関する事。

(専決)

第6条 所長は、次に掲げる事項を専決するものとする。

- (1) 所属職員の担当事務の決定に関する事。
- (2) 熊本県職員服務規程（昭和31年熊本県訓令第1984号の2）の規定に基づく服務に関する事。
- (3) 所属職員の旅行命令（所長の県外旅行命令を除く。）及び当該旅行に係る復命に関する事。
- (4) 所属職員の時間外勤務等の命令に関する事。
- (5) あらかじめ人事課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関する事（分限及び懲戒による場合を除く。）。
- (6) 熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第11条から第15条までの規定による行政文書の開示請求に対する決定等に関する事。
- (7) 熊本県情報公開条例附則第7項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関する事。
- (8) 熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条（同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報の開示請求に対する決定等に関する事。
- (9) 熊本県個人情報保護条例第25条（同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報の訂正請求に対する決定等に関する事。
- (10) 熊本県個人情報保護条例第25条の7（同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定等に関する事。
- (11) 第6号から第8号までに定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に関する事。
- (12) 通知、照会、回答、報告、申請その他の往復文書に関する事。
- (13) 図書及び印刷物の発行に関する事。
- (14) 用地の取得及び地上物件等の補償に関する事務に係る登記及び供託に関する事。
- (15) 設計高1億円未満の工事の施行の決定に関する事。
- (16) 設計高5,000万円未満の工事の指名競争入札参加者の決定に関する事。
- (17) 設計高1億円未満の工事の予定価格の決定に関する事。
- (18) 設計高2億円未満の工事で設計変更額が5,000万円未満の工事の設計変更の決定に関する事。ただし、設計変更により工事金額が2億円以上となるものを除く。
- (19) 設計高1億円未満の工事の出来形検査及びしゅん工検査に関する事。
- (20) 用地等の買収、使用及び損失補償に係る評価額の決定（5,000万円未満のものに限る。）をすること。
- (21) 2,000万円未満の支出負担行為（測量、調査、試験及び設計等の委託に係るものに限る。）をすること。
- (22) 1,000万円未満の支出負担行為（工事材料の購入に限る。）をすること。
- (23) 2億円未満の支出負担行為（工事の請負に限る。）をすること。
- (24) 前号に定めるもののほか、設計変更により2億円以上となる支出負担行為（工事の請負に限る。）をすること。
- (25) 支出負担行為（用地等の買収、使用及び損失補償に係るものに限る。）をすること。
- (26) 400万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。
- (27) 1,000万円未満の支出負担行為（第21号に定める委託以外の委託に限る。）をすること。
- (28) 200万円未満の支出負担行為（物品の購入及び修繕に限る。）をすること。
- (29) 光熱水費、複写機使用料及び電話料の支出負担行為をすること。
- (30) 100万円未満の支出負担行為（第21号から前号までに定めるものを除く。）をすること。
- (31) 熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第7条第4項の規定に基づく会計職員の任免に関する事。
- (32) その他軽易な事項に関する事。

(代決)

第7条 所長の専決事項について、所長が不在であるときは、総務課長がその事務を代決することができる。

(総務課の課長及びその他の職員)

第8条 総務課長は、農林水産部農村振興局農村計画課で総務担当の課長補佐又は主幹を命じられた職員をもって充てる。

2 前項に規定する職員以外の総務課の職員は、知事が特に命ずる者のほか、農林水産部農村振興局農村計画課の職員（庶務事務を担当する者に限る。）をもって充てる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県訓令第9号

本庁各部（公室・局）課（センター・グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成30年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公印規程の一部を改正する訓令

熊本県公印規程（昭和32年熊本県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項並びに第11条第3項及び第5項中「課（センター・グループ）」を「課（グループ）」に改める。

別表第1の1の項から4の項までの規定中「本庁各課（センター・グループ）」を「本

庁各課（グループ）」に改め、同表6の項及び7の項中

「本庁各課（センター・グループ）  
各種委員会  
企業局  
病院局

」を「本各企病大

「本庁各課（グループ）  
種委員会  
業局  
院局  
切畑ダム復興事務所

」に改め、同表8の項及び9の項中「本庁各課（センター・グループ）」

を「本庁各課（グループ）」に改め、同表13の項使用する機関の欄中「（消防学校）」を「（

消防学校及び大切畑ダム復興事務所）」に改め、同項中

「県央広域本部熊本農政  
事務所  
清水が丘学園  
くまもと県民交流館  
高等技術専門校  
林業研究指導所  
熊本港管理事務所

」を「県央事務  
清水高等  
林業本  
熊本

「広域本部熊本農政  
所  
が丘学園  
技術専門校  
研究指導所  
港管理事務所  
駅周辺整備事務所

」に改め、「熊本駅周辺整備事務所」を削り、同表17の項使用する機

関の欄中「（消防学校）」を「（消防学校及び大切畑ダム復興事務所）」に改め、同項中

「県央広域本部熊本農政  
事務所  
清水が丘学園  
くまもと県民交流館  
高等技術専門校  
林業研究指導所  
熊本港管理事務所  
熊本駅周辺整備事務所

「広域本部熊本農政  
所  
が丘学園  
と県民交流館  
術専門校  
究指導所  
管理事務所

を「県央広域本部熊本農政  
事務所  
清水が丘学園  
高等技術専門校  
林業研究指導所  
熊本港管理事務所  
熊本駅周辺整備事務所

」に改め、「熊本駅周辺整備事務所」を削り、

同表21の項中「本庁各課（センター・グループ）」を「本庁各課（グループ）」に改め、  
同表中41の項を削り、40の項を41の項とし、23の項から39の項までを1項ずつ

繰り下げ、22の項の次に次の1項を加える。

23	熊本県知事公室政策審議監印	方 21	一般文書用	知事公室付	知事公室政策審議監
----	---------------	------	-------	-------	-----------

別表第1中70の項を71の項とし、54の項から69の項までを1項ずつ繰り下げ、同表53の項中「課（センター）長」を「課長」に、「課（センター・グループ）」を「課（グループ）」に改め、同項を同表54の項とし、同表中52の項を53の項とし、51の項を52の項とし、50の項の次に次の1項を加える。

51	熊本県国際スポーツ大会推進部長印	方 24	一般文書用	国際スポーツ大会推進部	県政情報文書課長
----	------------------	------	-------	-------------	----------

別表第2中41を削り、40を41とし、23から39までを1ずつ繰り下げ、22の次に次のように加える。

23

熊 本 県
知 事 公 室
政 策 審 議 監

縦 21 横 21

別表第2中70を71とし、51から69までを1ずつ繰り下げ、50の次に次のように加える。

51

熊 本 県
国 際 ス ポ ー ツ
大 会 推 進 部 長

縦 24 横 24

別表第3の1の項から3の項までの規定並びに同表12の項及び13の項中「本庁各課（センター・グループ）」を「本庁各課（グループ）」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。